**平成２２年（フ）第２０５８号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字冨士103番地10
破産者　坂本　　浩
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２１２１号**
名古屋市中川区上脇町２丁目146番地　ヒロタマンション６Ｂ号、住民票上の住所名古屋市中川区昭和橋通１丁目12番地　ギャザヒルズ18―202号
破産者　神山　芳恵
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６５７号**
大阪市中央区東平１丁目４番16号　日宝サンフラッツ上町台401、住民票上の住所奈良県宇陀市榛原区ひのき坂３丁目２番地の11
破産者　後藤　豊司
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１４５号**
神戸市垂水区南多聞台２丁目２番３―301号、開始決定時の住所大阪市北区中津６―８―21―1110
破産者　桝一　隆治
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１８０５号**
大阪市旭区中宮２丁目10番９号　ブロッサムアイ203号
破産者　原　由紀夫
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２５１４号**
大阪府枚方市津田東町２丁目39―１、開始決定時大阪府交野市星田９丁目45番10号
破産者　宮﨑　雅充
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７８２号**
大阪市浪速区大国１丁目７の18　ルーメリヒサール401号室、住民票上の住所名古屋市西区名西１丁目４番１号
破産者　安田美智子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８４０号**
大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津203号
破産者　荒川　洋治
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８４１号**
大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津203号
破産者　荒川　鈴子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３０２２号**
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番316―205号
破産者　宮﨑　　仁
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１６６号**
堺市堺区甲斐町東５丁２番４号
破産者　櫻井　静吾
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５２０２号**
大阪市生野区生野東３丁目７番39号　グランシャリオ203号
破産者　千野根　誠
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５２４６号**
大阪府八尾市東山本新町８―13―36シティーハイツプロスパー206号、開始決定時の住所大阪府八尾市小阪合町３丁目５番７号
破産者　矢野　正二
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５２６０号**
大阪府吹田市江の木町３番18―508号
破産者　野澤　武美
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５３０８号**
大阪府交野市郡津３丁目14番６号
破産者　山本　信博
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１１９３号**
大阪府堺市東区丈六192番地21、開始決定時の住所大阪府堺市美原区北余部89番地２
破産者　菅原　義則
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第５５７号**
大阪府泉佐野市下瓦屋301番地、前住所大阪府阪南市鳥取中140番地の12
破産者　宮谷　信也
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第９１５号**
神戸市垂水区狩口台１丁目７番403号
破産者　フジタ加工所こと　賀部　征子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部